

平成22年 12月 定例会

平成二十二年第四回定例会

世田谷区議会会議録第二十二号

十二月四日（土曜日）

出席議員（五十一名）

- 一番 大庭正明
- 二番 田中優子
- 三番 小泉たま子
- 四番 岸 武志
- 五番 桜井 稔
- 六番 中里光夫
- 八番 川上和彦
- 九番 高久則男
- 十番 稲垣まさよし
- 十一番 青空こうじ
- 十二番 ひうち優子
- 十三番 村田義則
- 十四番 里吉ゆみ
- 十五番 藤井まな
- 十六番 中村公太郎
- 十七番 石川征男
- 十八番 畠山晋一
- 十九番 新川勝二
- 二十番 杉田光信

- 二十一番 平塚敬二
- 二十二番 岡本のぶ子
- 二十三番 木下泰之
- 二十四番 上川あや
- 二十五番 あべ力也
- 二十六番 中塚さちよ
- 二十七番 上杉裕之
- 二十八番 山内 彰
- 二十九番 大場やすのぶ
- 三十番 山口ひろひさ
- 三十一番 飯塚和道
- 三十二番 板井 斎
- 三十三番 高橋昭彦
- 三十四番 山木きょう子
- 三十五番 羽田圭二
- 三十六番 唐沢としみ
- 三十七番 重政はるゆき
- 三十八番 西村じゅんや
- 三十九番 小畑敏雄
- 四十番 宍戸のりお
- 四十一番 鈴木昌二
- 四十二番 諸星養一
- 四十三番 佐藤弘人
- 四十四番 市川康憲

四十五番 吉田恵子

四十六番 竹村津絵

四十七番 桜井純子

四十八番 風間ゆたか

四十九番 すがややすこ

五十番 菅沼つとむ

五十一番 下山芳男

五十二番 上島よしもり

欠 員（一名）

七番

出席事務局職員

局長 河上二郎

次長 星 正彦

庶務係長 長谷川哲二

議事担当係長 岡本守広

議事担当係長 林 勝久

調査係長 戸塚 匡

---

議事日程（平成二十二年十二月四日（土）午前四時五十分開議）

第 一 議員提出議案第九号 世田谷区議会委員会

条例の一部を改正す

る条例

---

本日の会議に付した事件

一、日程第一 議会運営委員長報告、表決

---

午前四時五十分開議

○川上和彦 議長 ただいまから本日の会議を開きます。

---

○川上和彦 議長 直ちに日程に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔星次長朗読〕

△日程第一 議員提出議案第九号 世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例

○川上和彦 議長 本件に関し、議会運営委員長の報告を求めます。

〔五十番菅沼つとむ議員登壇〕（拍手）

◎議会運営委員長（菅沼つとむ 議員） ただいま上程になりました議員提出議案第九号「世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例」につきまして、議会運営委員会での審査の経過とその結果についてご報告いたします。

本件は、公聴会開催についての規定を改めるため提案されたものであります。

委員会では、さまざまな質疑が行われた後、意見に入りましたところ、自由民主党より「本議員提出議案は、一昨日の各派代表幹事長会において提案の意向が示されたにもかかわらず、その後、一切の説明もないまま、十二月三日朝、議長に提案されたものである。議案の提案権を否定するものではないが、議会における委員会運営について規定するものであれば、これまで世田谷区議会で連綿として受け継がれてきた議会運営のあり方を尊重する必要がある。委員会条例の改正という重要な議案に関し、全く議会内部での協議もないままに議員提出議案として提案されることの見識を疑

うものであり、過去に前例を見ない残念な行為である。しかも、議案の内容を見る限り、なぜこのように唐突な議案の提出になるのか全く理解できない。議案の中身も、基本構想と議員定数だけについてであり、その運用についても不明な点があり、まさにつけ焼き刃的にも見え、十分検討されているのか疑問を持たざるを得ない。よって、議員提出議案第九号には反対する」、公明党より「今回の議員提出議案は、十分な時間をかけ将来にわたって議論すべき内容である。しかし、これまでの議会運営のルールを無視した形の提案であったこと、また、十分に時間をかけ議論したいと申し上げてきたにもかかわらず、会期最終日の提案を主張し続けてきたことは非常に残念に思う。よりよい議会の方向について議論することを否定するものではないと申し述べ、反対する」、民主党より「公聴会については、議会制度研究会において、定数削減の議論の際に、制度にのっとり行うことを提案してきた。我が党は、議会制度研究会を重視し、海外視察や費用弁償など、幾つかの議会制度改革をなるべく全会一致で進めてきた。本議案の審査の中で、議員定数の条例案が提案されたから本案を提案したのかという質疑に対し、完全な否定の答弁もなく、そうした要素も多少あるかという印象を受けている。また、議員定数の削減に反対を表明している会派が今回の条例案の提案者であるということも確認することができた。以上のことから、そもそも議会制度研究会の枠組みを飛び越えてこのような形で最終日に提案してくるということに対して大変遺憾の思いであり、不信感があるが、提案された条例案をかなりの時間をかけて審議してきたことから、内容面できちんと判断しなければならない。議員定数に関する議案を審査する際には公聴会を開かなければならないとしているが、我々は、日々活動している中で、区民からも公聴をしており、区民のその時々意見を幅広く聞いていると自負していることから、その場その場において検討していくやり方もあると考える。基本構想、または議員定数に関する議案を審査するときということで対象を限定しているが、ほかにも公聴会を開かなければならない事案があると考えてい

る。以上のことから、本案には反対する」との表明がありました。

その後、採決に入りましたところ、議員提出議案第九号は賛成少数で否決と決定いたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わらせていただきます。（拍手）

○川上和彦 議長 以上で議会運営委員長の報告は終わりました。

---

○川上和彦 議長 これより意見に入ります。

なお、意見についての発言時間は、議事の都合により一人十分以内といたします。

発言通告に基づき、順次発言を許します。

二十五番あべか也議員。

〔二十五番あべか也議員登壇〕（拍手）

◆二十五番（あべか也 議員） 減税世田谷のあべか也でございます。議員提出議案第九号に賛成の立場から意見を申し述べます。

私は、議員定数削減には賛成をした立場から公聴会の開催を求めてまいりました。その理由は、今般提出された議員定数の削減数である二減が、世田谷区民が求めている議員定数の改定数なのか甚だ疑問に感じたからであります。私が実施した区民に向けたアンケート調査の結果では、さらなる削減を求める意見が多数であり、結果、現在の議員定数の二分の一である二十六人にすべきとの主張を議会内でするに至っているわけであります。このように、区民の議会に対する意見は、私たち議員が考えるよりはるかに厳しい評価を受けているのが現実であります。

さて、先般の議員定数削減の議案に当たっては、公聴会を開催し、広く区民の意見を聴取すべきでありましたが、実現することができず残念であります。こうしたことをとらえて、公聴会の開催を求めた議員の方々が、議会の根幹である議員定数の改定

に当たっては、広く区民意見の聴取をする公聴会の開催を求めることはけだし自然なことでもあります。

そもそも区民の代表機関である議会の定数の改定に当たっては、最大の利害関係人である区民の意見を聴取すべきであります。しかしながら、残念なことに、こうした区民の期待や望みを実現する議会をさらに開かれたものにするはずの公聴会の開催を否定したのは、ほかならぬ民主党を初めとした大会派の議員であるのは明白な事実であります。にもかかわらず、先ほどの議会運営委員会の中で、議会制度研究会において、共産党、生活者ネットワーク、社民党が公聴会の開催を否定したかのごとき歪曲された発言には、あきれてあいた口がふさがりません。まさにみずからの非を転嫁するがごとき発言、また、アリバイづくりとしか第三者の私には考えられません。猛省を促すものであります。

また、区民の意見を聞く必要がないがごとき発言を繰り返した議員さえいます。常に主権者の声に真摯に耳を傾け日常の政治活動を行うべき議員として、その資質さえ疑わざるを得ません。このようなことを繰り返すことは議会にとっての自殺行為との意見がありましたが、まさに同感であります。

このような世田谷区議会だからこそ、区民の信頼にこたえる活動を進めるために、重要案件の審議に当たっての公聴会の義務づけは絶対に必要であると考えます。

以上、賛成意見といたします。（拍手）

○川上和彦 議長 以上であべカ也議員の意見は終わりました。

-----

○川上和彦 議長 次に、三十六番唐沢としみ議員。

〔三十六番唐沢としみ議員登壇〕（拍手）

◆三十六番（唐沢としみ 議員） ただいま上程になりました議員提出議案第九号「世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例」について賛成の立場から社会民主党の意見を申し上げます。

本件は、地方自治法第百九条に規定された公聴会について、世田谷区議会における公聴会の開催について定めるものであります。

そもそも地方自治法では、「常任委員会は、予算その他の重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。」と定めています。地方自治法の規定からも明らかなように、重要な議案等への公聴会の開催は、地方分権が進む中で多様な区民意見を把握する対応として極めて重要です。

今回の議会では、区民の参政権にかかわる案件である議員定数にかかわる条例改正案が議員提出議案として出されました。これには、議員定数を削減する条例改正案に賛成する区民も、反対する区民も、さらに本議案に賛成の議員からも公聴会の開催を求める声が上がりました。審査に当たっては、多くの区民が公聴会の開催を求めたことです。しかし、議会運営委員会はこうした声にこたえることなく、公聴会の開催は実現できないままに、議案は採決され、可決されております。

今回の議会運営を考えたときに、区政にとって基本的な事項である基本構想の策定や区議会の議員定数にかかわる議案については、委員会審査に当たって公聴会の開催を義務づけることは、議会が多様な区民意見を把握するためにも極めて重要であると考えます。

以上で、社会民主党の賛成意見といたします。（拍手）

○川上和彦 議長 以上で唐沢としみ議員の意見は終わりました。

これで意見を終わります。

これより採決に入ります。

本件に対する委員長報告は否決であります。したがって、本件の原案についてお諮りいたします。採決は起立によって行います。

本件を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川上和彦 議長 起立少数と認めます。よって議員提出議案第九号は否決いたしました。（拍手）

---

○川上和彦 議長 以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

議員の皆様には、二日間にわたり、本当にご苦労さまでございました。

これをもちまして平成二十二年第四回世田谷区議会定例会を閉会いたします。（拍手）

午前五時六分閉会